

財務諸表論

〔第一問〕 —25点—

会計上の利益概念に関する以下の問いに答えなさい。

- 1 「包括利益の表示に関する会計基準」から抜粋した次の文の空欄 から に当てはまる適切な語句を〔語句群〕の各空欄に対応する選択肢から選び、その記号(A～E)を答案用紙に記入しなさい。

4. 「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された の変動額のうち、当該企業の に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいう。当該企業の に対する持分所有者には、当該企業の株主のほか当該企業の発行する の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の非支配株主も含まれる。
-
6. 当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示する。
-
8. その他の包括利益の内訳項目は、 を控除した後の金額で表示する。...
9. 当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は、 として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記する。...

〔語句群〕

空欄	選 択 肢
イ	A 総資産 B 純資産 C 株主資本 D 資本金 E 利益剰余金
ロ	A 新株予約権 B 優先株式 C 自己株式 D 社債 E 劣後債
ハ	A 子会社の非支配株主持分 B 被投資会社のその他の包括利益に対する投資会社の持分相当額 C 税効果 D 減価償却累計額及び減損損失累計額 E 自己株式
ニ	A 前期損益修正額 B 累積的影響額 C 法人税等調整額 D 組替調整額 E 株主資本以外の項目の当期変動額

2 次の項目のうち、その他の包括利益の内訳項目に該当しないものを1つ選び、その記号(A～E)を答案用紙に記入しなさい。

- A 土地再評価差額金
- B 退職給付に係る調整額
- C 為替換算調整勘定
- D 繰延ヘッジ損益
- E 減損損失

3 「包括利益の表示に関する会計基準」第6項は、当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示することを求めている。この計算過程の表示は、国際的な会計基準においても採られている方式である。この方式が採られている理由を述べなさい。

4 売買目的有価証券の評価差額を当期の損益として処理する一方で、その他有価証券の評価差額を、連結財務諸表上はその他の包括利益累計額(個別財務諸表上は評価・換算差額等)に計上するか、又は、時価が取得原価を上回る評価差額を連結財務諸表上はその他の包括利益累計額(個別財務諸表上は評価・換算差額等)に計上し時価が取得原価を下回る評価差額を当期の損失として処理することになっている。このように、有価証券の評価差額の処理方法が売買目的有価証券とその他有価証券とで異なる理由と、その他有価証券の時価が取得原価を下回る評価差額の処理方法が2種類ある理由を述べなさい。

5 ある期間における資本の増減(資本取引による増減を除く。)が当該期間の利益と等しくなる関係をクリーン・サープラス関係という。個別財務諸表と連結財務諸表のそれぞれにおけるクリーン・サープラス関係を説明しなさい。なお、連結財務諸表においては2種類のクリーン・サープラス関係が成立することに留意しながら解答すること。

〔第二問〕 ―25点―

次の「外貨建取引等会計処理基準」(以下、「基準」という)に関する問1と問2について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

問1 次の文章は、「基準」の基本的な考え方に関するものである。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

「外貨建取引等会計処理基準」を設定する際の基本的な考え方に関して問題となった事項の1つに、為替相場の変動を企業会計上認識するに当たり、この変動が企業会計に与えた確定的な影響である ① のみを認識する考え方と、この変動が企業会計に与えた暫定的な影響である為替換算差額などをも認識する考え方のいずれを重視すべきかという問題があった。また、決算時の外貨換算に際していかなる為替相場を選択・適用すべきかという問題とともに、外貨建取引の発生日から当該取引に係る外貨建金銭債権債務の ② 日に至るまでの間の為替相場の変動による為替差異、すなわち為替換算差額及び ① の処理に当たり、③ 基準及び ④ 基準のうちいずれの基準を採るべきかという問題もあった。この第3の問題については、外貨建取引と当該取引から生ずる外貨建金銭債権債務等に係る為替差異の発生は、それぞれ別個のものとして処理するという ③ 基準の考え方を採った。

1 説明文の空欄 ① から ④ に入るべき適切な語句を答案用紙に記入しなさい。

2 下線部に関して、次の問いに答えなさい。

- (1) 在外支店と在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の原則的な換算方法の考え方について示した次の表の空欄 イ と ロ に入る換算方法の考え方を、下記の【選択肢】の中から選び、その記号(A～E)で答えなさい。

在外支店と在外子会社等の外貨表示財務諸表項目	原則的な換算方法の考え方
在外支店の外貨表示財務諸表項目	イ
在外子会社等の外貨表示財務諸表項目	ロ

【選択肢】

- A 貨幣・非貨幣法 B 決算日レート法 C 修正テンポラル法
D テンポラル法 E 流動・非流動法

- (2) 「基準」において、在外支店の財務諸表項目の換算と在外子会社等の財務諸表項目の換算が異なる理由について述べなさい。

問 2 次の文章は、在外子会社を有するA社が作成した連結注記表(一部)である。これに関連して、以下の各問に答えなさい。なお、連結注記表と「基準」注6の空欄は、各自推定しなさい。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(5) 会計処理基準に関する事項

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

・外貨建金銭債権債務は、各自推定により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、在外連結子会社等の各自推定により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算してあります。資産・負債に係る換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含め、収益・費用に係る換算差額は損益として処理しております。

ハ. ヘッジ会計の処理

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、一定の要件を満たしている為替予約等については、特例処理によっております。

1 下線部(7)に関して、収益及び費用の換算基準として期中平均相場を採用する理由である次の文章を完成させるため、空欄 ⑤ に入るべき最も適切な語句を答案用紙に記入しなさい。

⑤ は1期間にわたって生じたものであるため、貸借対照表の資本項目に含まれる⑤の額は、期中平均相場により換算すべきであるという考え方を採れば、収益及び費用は期中平均相場により換算するのが適切である。

2 下線部(イ)に関して、次の問いに答えなさい。

- (1) 「基準」は、ヘッジ会計の適用を例外処理として位置づけている。為替予約等の原則的処理方法を簡潔に説明しなさい。
- (2) 「基準」注6は、外貨建取引のヘッジ会計の方法について、次のように規定している。取引発生後に為替予約を付す外貨建取引などでのヘッジ取引について、下線部(ウ)でいう方法とそこで示されている配分する差額の名称をそれぞれ示しなさい。また、この差額を期間配分する理由を簡潔に述べなさい。

注6 ヘッジ会計の方法について

ヘッジ会計を適用する場合には、金融商品に係る会計基準における「ヘッジ会計の方法」によるほか、当分の間、為替予約等により確定する 各自推定 時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法…(中略)…にすることができる。

- (3) 「基準」は、ヘッジ会計の要件を満たす場合に限り、特例の処理方法を認めている。その理由を述べなさい。

〔第三問〕 —50点—

灘技研工業株式会社(以下「当社」という。)は、電気機器の製造と販売を営んでおり、製造部門、販売部門及び一般管理部門の3つの部門に分かれている。製造部門は工場で製品の製造活動を行い、販売部門は営業所で製品の販売活動を展開している。一般管理部門は本社で総務、人事、経理等の管理活動を行っている。

これらを前提として、当社の【資料1】及び【資料2】に基づき、次の問1から問3について答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

問1 当社の第7期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における貸借対照表及び損益計算書を、会社法及び会社計算規則に準拠して作成しなさい。

問2 製造原価明細書(一部)を作成しなさい。

問3 当社の第7期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における株主資本等変動計算書(一部)を、会社法及び会社計算規則に準拠して作成しなさい。

解答上の留意事項

- イ 【資料1】の決算整理前残高試算表は、【資料2】に記載されている事項を除き、決算整理処理が適正に終了している。
- ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。なお、特に指示のない限り、消費税等について考慮する必要はない。
- ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。また、その適用に際しての法定実効税率は、前期、当期ともに40%とする。税務上の処理との差額は一時差異に該当し、繰延税金資産の回収可能性については問題ないものとする。

- ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的方法によることとし、金額の重要性は考慮しない。
- ホ 解答金額については、【資料1】の決算整理前残高試算表における金額欄の数値のように3桁ごとにカンマで区切り、解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」を付すこと。この方法によっていない場合には正解としないので注意すること。
- ヘ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、百円の位で四捨五入すること。
- ト 日数の計算は、すべて月割計算とする。また、1ヶ月未満の端数は切り上げて1ヶ月として計算すること。

【資料1】 瀬技研工業株式会社の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	14,530	支払手形	54,980
当座預金	61,470	買掛金	71,340
普通預金	54,350	借入金	480,000
受取手形	85,900	未払金	39,510
売掛金	265,270	未払費用	96,750
有価証券	180,120	前受金	7,460
繰越製品	60,980	仮受金	9,313
繰越仕掛品	71,320	仮受消費税等	172,350
繰越材料	30,970	賞与引当金	28,800
前払費用	18,920	製品保証引当金	1,930
未収入金	4,010	退職給付引当金	110,900
仮払金	53,943	貸倒引当金	4,470
繰延税金資産	65,857	建物減価償却累計額	138,600
仮払消費税等	154,260	構築物減価償却累計額	5,360
建物	730,000	機械装置減価償却累計額	201,250
構築物	16,000	車両運搬具減価償却累計額	5,511
機械装置	460,000	工具器具備品減価償却累計額	27,160
車両運搬具	11,000	資本金	500,000
工具器具備品	97,000	資本準備金	50,000
土地	389,200	利益準備金	73,510
ソフトウェア	12,030	別途積立金	310,000
出資金	39,150	繰越利益剰余金	262,646
材料仕入	656,910	評価差額金	2,160
労務費	397,060	売上	2,126,960
製造経費	406,200	受取利息及び配当金	4,830
販売費及び一般管理費	421,310	雑収入	1,720
支払利息	8,720	固定資産売却益	20,480
雑損失	17,150		
法人税等	24,360		
合計	4,807,990	合計	4,807,990

【資料 2】 決算整理の未済事項及び参考資料

1 現金及び預金に関する事項

- (1) 営業所の金庫内に得意先より売掛代金として受け取った先方振出の当座小切手 2,340 千円が保管されており、未記帳であった。
- (2) 当社は A 銀行と B 銀行の 2 つの銀行に当座預金口座を開設している。
- (3) A 銀行の当座預金口座について銀行残高証明書の金額と当社の帳簿残高との間に差額があり、その原因を調査したところ、買掛金を支払うために当社が振り出した手形 29,700 千円が期日となり引き落とされていたが未記帳であった。なお、当社は A 銀行との間で当座借越契約を締結している。
- (4) B 銀行の当座預金口座について銀行残高証明書の金額は 39,860 千円であり、当社の帳簿残高との間に差額があった。当該差額の原因は、当社が工場の材料倉庫の修繕代金として振り出した当座小切手 2,370 千円が未取付けであったことと、本社で使用する備品の購入代金として振り出した当座小切手 1,560 千円が支払先に未渡しであったことによる。

2 受取手形及び売掛金に関する事項

- (1) 得意先に対する営業債権の期末残高確認の結果、上記 1 (1) 以外に得意先 C 社に対する売掛金について当社の帳簿残高が 2,130 千円過少であり、その原因を調査したところ、当社における売上の計上漏れが発見された。この売上取引では代金の半額を前受けしており、当該金額が残高試算表の前受金勘定に計上されたままである。
- (2) 得意先 D 社に対する営業債権は、前期において回収に重大な問題が生じたため、貸倒懸念債権に区分していたが、同社は平成 28 年 2 月に二度目の不渡りを発生させ、銀行取引停止処分になった。D 社に対する営業債権の期末残高は、受取手形 7,600 千円及び売掛金 3,160 千円である。なお、D 社の社長個人が所有する不動産に担保を設定しており、担保設定時の時価は 10,430 千円、当期末現在の時価は 8,210 千円であった。
- (3) 得意先 E 社に対する売掛金は、当期に入ってから回収が滞り始めたため、E 社との取引を停止するとともに、その全額を手形で回収していた。しかし、当該手形については、その後、支払期日が再三延期されており、回収について重大な問題が生じる可能性が高いと判断された。E 社に対する受取手形の期末残高は 5,200 千円(平成 28 年 9 月 30 日期日)である。なお、E 社から 3,000 千円の定期預金証書を担保として受け入れている。

3 貸倒引当金に関する事項

- (1) 営業債権(受取手形及び売掛金に限る。)を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、それぞれの期末残高に対して貸倒引当金を次のように設定する。なお、繰入れは差額補充法によることとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は特別損失に計上する。
 - ① 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき営業債権の期末残高の 1 %を貸倒引当金として計上する。
 - ② 貸倒懸念債権に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額の 50 %を貸倒引当金として計上する。
 - ③ 破産更生債権等に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額を貸倒引当金として計上する。

- (2) 残高試算表の貸倒引当金勘定は前期末残高であり、得意先D社に係る額1,490千円が含まれている。なお、破産更生債権等に対するものはなかった。
- (3) 税務上、貸倒引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

銘柄	取得原価	前期末時価	当期末時価	備 考
F社株式	45,800	64,300	65,100	長期投資目的で保有している。
G社株式	39,700	24,800	18,900	長期投資目的で保有している。
H社株式	64,000	—	—	議決権の80%を所有している。
I社株式	20,000	—	—	議決権の100%を所有。下記(4)参照
自己株式	7,020	—	—	前期末保有株数120株。下記(5)参照

- (2) 「その他有価証券」の評価は、時価のあるものは時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理し、税効果会計を適用する。)、時価のないものは原価法によっている。また、時価が取得原価の50%以上下落した場合には、時価が取得原価まで回復する見込みがないものとして減損処理を行う。なお、減損処理は、税務上も全額が損金として認められるものとする。

- (3) 残高試算表の評価差額金勘定は、「その他有価証券」の前期末残高に係るものである。

- (4) 当社は、かつて販売会社とし

I社の貸借対照表(略式)

平成27年12月31日現在 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	2,560	未 払 法 人 税 等	70
普 通 預 金	36,070	負 債 合 計	70
		資 本 金	20,000
		利 益 剰 余 金	18,560
		純 資 産 合 計	38,560
資産合計	38,630	負債・純資産合計	38,630

てI社を設立したが、現在、そ

の役割をH社が担っているた

め、平成28年1月1日付でI

社を吸収合併した。平成27年

12月31日現在におけるI社の

貸借対照表(略式)は右記のと

おりであるが、合併に伴う会計

処理が未了である。なお、I社の

最終事業年度における法人税等

の確定税額70千円は当社が納付し、納付額を仮払金に計上している。

- (5) 残高試算表の有価証券勘定に含まれる自己株式は前期末残高であり、当期中の自己株式の取得及び処分は次のとおりである。ただし、自己株式の取得に際しての出金額を仮払金に計上し、処分に際しての入金額を仮受金に計上しているのみで、自己株式に関する会計処理が未了である。自己株式の取得及び処分に伴う付随費用は、すべて支払手数料として処理する。また、自己株式の処分時の払出単価の評価方法は移動平均法によっている。なお、税務上の「みなし配当」に係る課税は考慮する必要はない。

年 月	摘 要	種 類	単 価	株 数	付随費用
平成27年 7月	処分	普通株式	51,300円/株	100株	63,000円
平成27年10月	取得	普通株式	59,520円/株	150株	35,000円
平成28年 1月	処分	普通株式	61,400円/株	70株	52,000円

5 棚卸資産及び製造に関する事項

- (1) 製品、仕掛品及び材料の評価基準には原価法を採用しており、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によって算定している。また、払出単価の評価方法は、製品、仕掛品及び材料すべてについて同一の方法によっている。なお、残高試算表の繰越製品勘定、繰越仕掛品勘定及び繰越材料勘定は、前期末残高であり、前期末において収益性の低下による簿価切下げは行っていない。
- (2) 3月度に材料受払帳に記帳した内容は、次のとおりである。なお、2月度まではすべて適正に記帳されている。

材料受払帳／3月度 (単位：千円)

平成 28年	摘 要	受 入		払 出		残 高		
		数量(kg)	単 価	数量(kg)	単 価	数量(kg)	単 価	金 額
3 / 1	繰 越	1,200	23			1,200	23	27,600
3 / 7	掛仕入	700	22			1,200	23	27,600
						700	22	15,400
3 / 16	出 庫			1,200	23			
				300	22	400	22	8,800
3 / 22	掛仕入	1,600	24			400	22	8,800
						1,600	24	38,400

- (3) 材料は、これまで国内メーカーから仕入れてきたが、平成28年3月25日に初めて海外メーカーから材料500kgを1kg当たり200ドルで仕入れた。ただし、当該材料は、同日に工場の材料倉庫に受け入れているが、上記(2)の3月度の材料受払帳に未記帳であり、会計処理も未了である。なお、仕入時の為替相場は116円／ドル、決算時の為替相場は115円／ドルであり、仕入代金の支払いは翌月の4月末である。
- (4) 材料の期末実地棚卸高は1,640kgであり、帳簿棚卸高と差異が生じていたため、その原因を調査したところ、上記(3)の未記帳以外に平成28年3月22日の掛仕入が二重計上となることが判明した。これ以外の棚卸差異については、正常な範囲内の棚卸減耗であり、材料の払出単価の評価方法に従って計算し、製造経費として処理する。なお、材料について収益性の低下はなかった。
- (5) 製品の期首棚卸数量は1,100個、当期における完成高は28,400個であった。また、製品の期末棚卸数量は1,900個であり、棚卸差異は生じていなかった。ただし、期末棚卸数量のうち140個については、実地棚卸を行った際に品質不良が発見され、期末における1個当たりの正味売却価額が24千円と見積もられた。
- (6) 当社では、期末に当期製造原価を算定している。材料はすべて製造工程の始点で投入し、これを加工して製品を完成させている。なお、仕掛品の期末評価に当たって加工費(労務費及び製造経費)は、仕掛品数量に加工費進捗度を乗じた数量に基づき配分計算している。
- (7) 仕掛品数量は期首が1,500個(加工費進捗度80%)、期末が1,200個(加工費進捗度50%)である。また、期首仕掛品原価71,320千円の内訳は、材料費が32,950千円、加工費が38,370千円である。なお、期末仕掛品について収益性の低下はなかった。

6 有形固定資産に関する事項

- (1) 有形固定資産の内訳は次のとおりであり、減価償却計算が未了である。いずれの有形固定資産も残存価額はゼロとし、減価償却計算は使用した月数により行う。なお、有形固定資産の貸借対照表上の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。

区 分	取得原価	償却率	償却方法	備 考
建物 J	550,000 千円	0.042	定額法	工場建物
建物 K	180,000 千円	0.053	定額法	営業所建物・下記(2)参照
構築物	16,000 千円	0.067	定額法	工場敷地内の駐車場
機械装置	460,000 千円	0.250	定率法	製造設備
車両運搬具	11,000 千円	0.167	定額法	本社使用の社用車
工具器具備品	97,000 千円	0.200	定額法	下記(3)参照

(注) 前期までの償却計算は、すべて適正になされている。

- (2) 当社は、平成 27 年 4 月 6 日に営業所建物 K を取得し、同日より事業の用に供している。当社には、営業所建物 K を耐用年数にわたって使用した後、これを除去する法的義務があり、除去するときの支出は 21,000 千円と見積られているが、資産除去債務に関する会計処理が未了である。なお、資産除去債務の算定に用いる割引率は 2.0 % とし、現在価値に割り引く際の現価係数は 0.69 とする。また、税務上、資産除去債務の計上は認められないため、税効果会計を適用する。
- (3) 工具器具備品の取得原価の内訳は、工場が 53,350 千円、営業所が 29,100 千円、本社が 14,550 千円であり、いずれも前期以前より使用している。
- (4) 平成 27 年 6 月 23 日に本社の敷地の一部を駐車場として使用するために舗装工事を行い、その際に 6,000 千円を支出したが、これを販売費及び一般管理費の修繕費として処理している。当該支出は全額が資本的支出に該当するため、定額法によって減価償却計算(残存価額ゼロ、定額法による償却率 0.067)を行う。

7 ソフトウェアに関する事項

残高試算表のソフトウェア勘定の内訳は次のとおりであり、減価償却計算が未了である。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められる。なお、償却年数は 5 年としており、前期までの償却計算はすべて適正になされている。

(単位：千円)

システム	利用開始時期	金 額	備 考
生産管理	平成 24 年 6 月 21 日	6,630	工場で製品の生産管理に使用している。
事務管理	平成 27 年 9 月 15 日	5,400	本社で事務管理に使用している。

(注) 生産管理システムの金額は前期末残高であり、事務管理システムの金額は当期における取得価額である。

8 借入金に関する事項

- (1) 残高試算表の借入金勘定のうち 180,000 千円は、平成 27 年 9 月に 240,000 千円を借り入れ、翌月の 10 月より毎月末に 10,000 千円の元金と利息を支払っている。

- (2) 平成 27 年 7 月 1 日に 300,000 千円を借り入れており、利息は毎月末に支払い、元金は平成 30 年 6 月 30 日に一括返済の予定である。また、借入れに際して保証料 6,000 千円を前払いしたが、仮払金に計上したのみである。なお、当期に帰属する保証料は、支払利息として処理する。

9 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、平成 28 年 6 月の夏期賞与（支給対象期間は平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月）の支給額が 48,600 千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金に計上する。当期繰入額の 60 % は工場、30 % は営業所、残りの 10 % は本社の従業員分とする。税務上、賞与は支出時に損金算入されるため、税効果会計を適用する。なお、賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は考慮する必要はない。

また、残高試算表の賞与引当金勘定は前期末残高であり、平成 27 年 6 月の支給額は当期繰入額と同じ比率で労務費、販売費及び一般管理費に支払賞与として費用計上している。

10 製品保証引当金に関する事項

当社では、販売した製品について 1 年間は無償で補修することを約定している。この約定に基づく補修費用の支払いに備えるため、過去の無償補修実績率に基づき年間売上高の 0.8 % を製品保証引当金として計上しており、繰入れは差額補充法によっている。また、前期に販売した製品の無償補修に要した補修費用については、製品保証引当金を充当する処理を行っており、残高試算表の製品保証引当金勘定は充当後の残額である。なお、税務上、製品保証引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

11 退職給付引当金に関する事項

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が 300 人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。なお、残高試算表の退職給付引当金勘定は前期末残高であり、退職給付費用に係る処理が未了である。

- (1) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における責任準備金及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

（単位：千円）

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
当期末	80,260	90,810	45,170
前期末	69,170	76,250	34,520

- (2) 当期における退職一時金の支給額は 3,140 千円、退職年金への拠出金は 9,210 千円であり、いずれも仮払金に計上している。また、当期における年金給付支払額は 1,980 千円であった。
- (3) 当期の退職給付費用の 60 % は工場、30 % は営業所、残りの 10 % は本社の従業員分とする。
- (4) 税務上、退職給付引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

12 配当に関する事項

平成 27 年 6 月 25 日に開催された定時株主総会では、繰越利益剰余金を財源として 1 株当たり 1,500 円の金銭による配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金に計上したのみである。また、あわせて繰越利益剰余金を財源とする 20,000 千円の別途積立金の積立てが決議されているが、会計処理が未了である。なお、平成 27 年 3 月 31 日現在における発行済株式総数は 10,000 株であった。

13 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。
- (2) 当期の確定年税額(中間納付税額及び源泉徴収税額控除前)は、法人税及び住民税が 44,030 千円、事業税が 12,780 千円、消費税等が 18,030 千円である。なお、事業税の確定年税額には、付加価値割及び資本割により算定された税額 3,740 千円が含まれている。
- (3) 残高試算表の法人税等勘定には、法人税及び住民税の中間納付額 19,440 千円、事業税の中間納付額 4,070 千円、源泉徴収された所得税及び住民税(利子割)850 千円が計上されている。
- (4) 消費税等の中間納付税額 11,740 千円が仮払金に計上されている。消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額があれば、租税公課又は雑収入で処理する。
- (5) 税務上、事業税の未払計上額は損金として認められないため、税効果会計を適用する。

14 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表上の表示は、流動項目及び固定項目においてそれぞれ繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した純額で表示する。